

別府市障害者移動支援事業実施要綱

制定 平成28年9月26日
別府市告示第327号

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第8号に掲げる移動支援事業（以下「事業」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 事業は、屋外での移動が困難な障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）について、外出のための支援を行うことにより、障害者等の地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、別府市とする。ただし、事業の内容及び利用者の決定を除き、事業の実施を社会福祉法人等に委託して行うものとする。

(事業の内容)

第4条 事業においては、次に掲げる形態の移動支援を行うものとする。

- (1) 個別支援型（1の障害者等の外出における移動支援を行う事業の形態をいう。）
- (2) グループ支援型（複数の障害者等からなるグループの外出における移動支援を行う事業の形態をいう。）
- (3) 送迎支援型（施設等への送迎のための移動支援を行う事業の形態をいう。）

2 前項各号に掲げる形態の移動支援は、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。

3 事業は、次に掲げる外出の際の移動を支援する。

- (1) 社会生活上必要不可欠な外出（通勤、通学、通院その他の長期にわたる外出を除く。）

(2) 余暇活動等の社会参加のための外出

4 1の障害者等が1月に利用できる事業による移動支援は、次の各号に掲げる外出に応じ、当該各号に定める時間を上限とする。

(1) 前項第1号に掲げる外出 30時間

(2) 前項第2号に掲げる外出 50時間

(対象者)

第5条 事業の対象者は、法第19条第2項、第3項又は第4項の規定により別府市が支給決定を行うこととなる障害者等であつて、身体障害者手帳（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の身体障害者手帳をいう。）、精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳をいう。）又は療育手帳（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害であると判定された者に対して大分県知事が交付する手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）を有し、かつ、移動支援の必要があると市長が認めるものとする。ただし、法第5条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護、同条第5項に規定する行動援護又は同条第9項に規定する重度障害者等包括支援の対象となる障害者等を除く。

(利用の申請)

第6条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、別府市移動支援事業利用申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

ただし、緊急やむを得ない事情により別府市移動支援事業利用申請書を提出することができない場合であつて、第3条の規定により委託を受けた社会福祉法人等（以下「事業者」という。）が事業の利用が必要と認めるときは、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する場合において、事業者は、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

3 第1項ただし書の規定により事業を利用した申請者は、速やかに移動支援利用申請書を市長に提出しなければならない。

(利用決定等)

第7条 市長は、前条第1項又は第3項に規定する申請があった場合は、速やかに内容を審査し、事業の利用を認める旨の決定(以下「利用決定」という。)をしたときは、法第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証(以下「受給者証」という。)にその内容を記載し、申請者に交付するものとする。

(利用決定の有効期間及び更新申請)

第8条 利用決定の有効期間は、第6条第1項に規定する申請の日が属する月の翌月の初日(同条第3項に規定する申請の場合にあっては同条第1項ただし書の規定により事業を利用した日、市長が特に必要と認める場合にあっては同条第1項に規定する申請の日)から、同日後最初に到来する申請者の誕生日が属する月の末日までとする。ただし、その期間が3月に満たない場合は、本文に規定する有効期間の初日から、同日から1年が経過する日後最初に到来する申請者の誕生日が属する月の末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、申請者が障害福祉サービス(法第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。以下同じ。)と併せ、事業を利用する場合は、利用決定の有効期間を障害福祉サービスに係る法第23条に規定する支給決定の有効期間に合わせるができるものとする。

3 利用決定を受けた申請者(以下「利用者」という。)が、有効期間の満了後においても引き続き事業を利用しようとする場合は、有効期間の満了の日の1月前から有効期間の満了の日までの間に第6条第1項に規定する申請をしなければならない。

(利用の方法)

第9条 利用者は、事業を利用しようとする場合は、事業者を受給者証を提示し、依頼するものとする。

(利用者の負担)

第10条 利用者は、事業に要する費用の一部を負担しなければならない。

2 利用者は、前項の規定により負担する費用の一部を利用料として前条の規定により依頼した事業者を支払わなければならない。

3 利用料の額は、別表第1に定める金額に基づき算出した額に100分

の10を乗じて得た額とする。ただし、1月につき、別表第2に定める負担上限月額から次に掲げる利用者負担額を控除して得た額を上限とする。

- (1) 障害福祉サービスに係る利用者負担額
- (2) 児童福祉法第21条の5の2各号に掲げる障害児通所支援に係る利用者負担額
- (3) 別府市日中一時支援事業実施要綱（平成28年別府市告示第 号）第10条第1項に規定する利用者負担額

4 利用者は、利用料のほか、事業の実施に伴う交通機関の運賃、入場料その他これらに類する経費の実費を事業者を支払わなければならない。
（変更等の届出）

第11条 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 住所等を変更したとき。
- (2) 心身の状況に大きな変化があったとき。
- (3) 事業の利用を中止しようとするとき。

（利用決定の取消し）

第12条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用決定を取り消すことができる。

- (1) 第5条に規定する対象者でなくなったとき。
- (2) 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けたとき。
- (3) その他市長が利用を不相当と認めるとき。

（委託料）

第13条 別府市は、事業者別に別表第1に定める金額を基に算出した額から利用者が支払う利用料の額を控除して得た額を委託料として支払うものとする。

2 事業者は、市長に対し、事業を実施した月分の委託料を翌月10日までに請求するものとする。

（事業者の遵守事項）

第14条 事業者は、利用者に対して適切な事業の実施ができるよう、従業員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 事業者は、事業の実施において事故が発生した場合は、市長及び障害者等の家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、従業者、会計その他利用者に対する事業の実施に関する諸記録を整備し、事業を実施した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

4 事業者及び従業者は、正当な理由なく事業の実施において知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

別表第1（第10条、第13条関係）

(1) 個別支援型

時間区分	金額
基本額（1時間以内）	2,200円
1時間を超える時間に係る加算額（30分ごと）	900円
8時間を超える時間に係る加算額（30分ごと）	750円

(2) グループ支援型

移動支援者1人に対する利用者の数	時間区分	金額
2人	1時間未満	1,800円
	1時間以上2時間未満	2,700円
	2時間以上3時間未満	3,600円
	3時間以上4時間未満	4,500円
	4時間以上	5,400円
3人	1時間未満	1,400円
	1時間以上2時間未満	2,100円
	2時間以上3時間未満	2,800円
	3時間以上4時間未満	3,500円
	4時間以上	4,200円
4人	1時間未満	1,200円
	1時間以上2時間未満	1,800円
	2時間以上3時間未満	2,400円
	3時間以上4時間未満	3,000円
	4時間以上	3,600円
5人又は6人	1時間未満	1,000円
	1時間以上2時間未満	1,500円
	2時間以上3時間未満	2,000円
	3時間以上4時間未満	2,500円
	4時間以上	3,000円

(3) 送迎支援型

区分	金額
市内（片道）	500円
市外（片道）	1,000円

別表第2（第10条関係）

利用者	所得区分	負担上限月額
障害者	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯（以下この表において「被保護世帯等」という。）	0円
	市町村民税非課税世帯	0円
	障害者（指定障害者支援施設等（法第34条第1項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下この表において同じ。）に入所する障害者（20歳未満に限る。）又は療養介護に係る支給決定を受けた障害者（20歳未満に限る。）に限る。）及び当該障害者と同一の世帯に属する者の市町村民税所得割の額を合算した額が28万円未満の世帯	9,300円
	障害者（指定障害者支援施設等に入所する障害者及び療養介護に係る支給決定を受けた障害者を除く。）及び当該障害者と同一の世帯に属する配偶者の市町村民税所得割の額を合算した額が16万円未満の世帯	9,300円
	上記以外の世帯	37,200円
障害児	被保護世帯等	0円
	市町村民税非課税世帯	0円
	障害児（指定障害者支援施設等に入所する障害児及び療養介護に係る支給決定を受けた障害児を除く。）の保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者の市町村民税所得割の額を合算した額が28万円未満の世帯	4,600円
	上記以外の世帯	37,200円

備考 この表の所得区分の判定に用いる市町村民税は、利用決定の有効期間の初日が属する年度（初日が4月1日から6月30日までの間の場合にあっては、その前年度）分とする。

別記様式（第6条関係）

年 月 日

別府市移動支援事業利用申請書

別府市長 あて

別府市障害者移動支援事業実施要綱の規定により下記のとおり申請します。なお、この申請書の審査に当たり、担当者が私及び世帯員の課税台帳を閲覧することに同意します。

申請者	フリガナ		生年月日	年	月	日
	氏名	印	個人番号			
	居住地	電話番号				
	フリガナ		生年月日	年	月	日
	申請に係る利用者氏名		個人番号			
			続柄			
身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神保健福祉手帳番号		

他のサービス利用の状況	障害福祉サービス	障害支援区分	有・無	区分 1 2 3 4 5 6	有効期間	
		利用中のサービスの種類と内容等				
申請する支援の種類・内容	介護保険	要介護認定	有・無	要介護度	要支援 1 2・要介護 1 2 3 4 5	
		利用中のサービスの種類と内容等				
申請する支援の種類・内容	種別	<input type="checkbox"/> 個別支援型				
		<input type="checkbox"/> グループ支援型				
		<input type="checkbox"/> 送迎支援型				
	内容	利用事業所名				

※申請書の提出について、下記の者を代理人として委任します。 氏名 印

(代理人) 氏 名

申請者との関係

住 所

電話番号

